

第32回 規制改革会議 議事録

1. 日時：平成26年5月22日（木）15:04～15:46
2. 場所：中央合同庁舎第4号館11階共用第1特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）岡素之（議長）、大田弘子（議長代理）、浦野光人、大崎貞和、翁百合、金丸恭文、佐久間総一郎、佐々木かをり、滝久雄、鶴光太郎、林いづみ、松村敏弘、森下竜一
 - （政府）稲田内閣府特命担当大臣（規制改革）
 - （事務局）滝本規制改革推進室長、大川規制改革推進室次長、館規制改革推進室次長、中原参事官、柿原参事官、三浦参事官、大熊参事官
4. 議題：
 - （開会）
 - 1. 創業・IT等ワーキング・グループからの報告（ビッグデータ・ビジネスの普及）
 - 2. 農業ワーキング・グループからの報告（農業改革）
 - 3. 労働時間規制の見直しについて
 - 4. 「規制改革ホットライン」について
 - （閉会）

5. 議事概要：

○岡議長 それでは、第32回規制改革会議を開会いたします。

本日は、甘利大臣は公務の関係で御欠席です。

また、安念委員、長谷川委員が御欠席でございます。

初めに、稲田大臣から御挨拶をいただきます。

○稲田大臣 第32回規制改革会議、本当に委員の先生方におかれましてはいつも積極的に、そしてまた非常に建設的な御議論をいただいていることに感謝いたします。

本日は、まず「ビッグデータ・ビジネスの普及」について、創業・IT等ワーキング・グループから報告がございます。前回の会議でも活発な意見交換が行われたところですが、
「ビッグデータ・ビジネスの普及」の鍵となるパーソナルデータ利活用が円滑に行われるよう、意見の取りまとめに向けて御審議をお願いしたいと思います。

また、本日は農業改革について農業ワーキング・グループから報告がございます。これまで農業ワーキング・グループにおかれては、農業関係者から精力的にヒアリングを行い、積極的に現場の視察をするなど、丁寧に検討を進めていただいたところがございます。競争力ある農業、魅力ある農業をつくり、農業の成長産業化を実現する観点から、意見の取

りまとめに向けて御審議をお願いいたしたいと思います。

本日も、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、報道関係の方はここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者 退室)

○岡議長 これより、議事に入りたいと思います。

最初の議題は、創業・IT等ワーキング・グループより「ビッグデータ・ビジネスの普及」についての検討を踏まえ、当会議として意見を表明したい旨の御提案がありました。本日御審議いただき、取りまとめれば内閣官房に提言したいと思います。

本日は安念委員が御欠席でございますので、代わりまして事務局から説明をお願いいたします。

○柿原参事官 それでは、事務局から御説明いたします。

資料1を御覧ください。「パーソナルデータに関する意見(案)」でございます。こちらにつきましては、前回の本会議で様々御議論いただいたことも踏まえ、創業・IT等ワーキング・グループにおいて議論を重ね、先日5月20日にワーキングとしての意見を取りまとめていただきましたので、IT総合戦略本部のパーソナルデータに関する検討会においても御報告があったところでございます。

文案については、お手元の資料のとおりでございます。要点だけを簡潔に御紹介いたします。

前文のところでは、ビッグデータの利活用の積極的な推進、その際のデータの利活用と個人情報保護との両立、それから国際的なハーモナイゼーションに留意する。こういった点につきましては、いずれの点もパーソナルデータに関する検討会と同様の立場であるということでございます。

2段落目につきましては、商業的な利活用のみではなく消費者の利益、様々な公共サービスへの利活用など、直接国民全体に利益をもたらすということについて述べております。

具体的な提言といたしましては、パーソナルデータの利活用が進む方策を検討すべきということで、5点ほど留意点を述べているものでございます。

1点目は、新たなカテゴリーの追加に伴うグレーゾーンの拡大に対する懸念。

2点目は、「識別子」等の規制対象との関係。

3点目が、現行法より強い規制を及ぼすべきではないという留意点。

4点目が、IT技術の急速な進歩を踏まえて、匿名化について柔軟なルールとすべきであるという点。

5点目は、利活用について個人へのメリットがあるというアピールをすることも極めて重要であるという点。

以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして御意見等あればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

「パーソナルデータに関する検討会」のメンバーとしても御活躍いただいている滝さんから、何かございましたら。

○滝委員 議論になっている事柄からすると、このままで本当に収束するのかという思いもあるわけですが、しかしその目標、目的として、なんとしてもまとめようというような流れにあるのだと思うのです。

前回、規制改革側で一つの議論になった新しい識別方式というか、要素が改めてそのグレーゾーンをつくるのではないかという心配もしているわけですが、一つの議論を詰めていく中でそういう識別要素が場合によっては補助線的な機能をして、いろいろなこととお互いに調整する機能も少しは持つのではないのでしょうか。

最終的に、やはりそういう新しい識別要素を加えることのほうが、かえって事柄が前に進みにくくなる要素にもなるという判断も出さないわけではないという事務局サイドのお話も聞いているわけですが、そこを信じて、要はやはりこの利活用が国民が享受する利便性といいますか、非常に大きなものであって、その最後のチャンスだと思うものですから、金丸委員からも大変建設的な、このままでは非常に心配するという発言がありました。

ただ、冒頭で大臣から、ワーキング・グループ云々に関して大変な長時間かけてあらゆることを考えて新しい識別要素を考えたので、必ずやそれが役に立つと自分は信じているというような御発言がありました。要はまとめる方向はその利活用を活性化したい、ものにしたいというようなことで、今回この会議のほうから改めてきちんと発言することで意味があるんじゃないかと思っています。私の感想的な意見でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

鶴さん、お願いします。

○鶴委員 どうもありがとうございます。この意見につきましては、私も全面的にこの方向でやっていただきたいというふうに強く願っております。

それで、研究者としての立場でパーソナルデータというものを使う機会もございます。この議論の一番大きなポイントは、パーソナルデータの利活用と個人情報の保護の両立ということなんですけれども、研究者の立場から言うとやはりできるだけ多くの属性を使わないと研究というのができない。それをやることによって、どういう政策をやったらいいかとか、そういうこともできるだけその属性が使えるかどうかというところでかなり結果が変わってくるということなんです。そうなると、やはりどうしても個人情報の保護というところと、この両立をさせなければいけないんですけれども、非常に難しい問題がそこで出てくるということです。

それで、個人情報の保護ということに対していろいろ言い出すと、ではそれが保護され

ない場合、例えばあなたとか御家族の情報がネットに全部流れたらどうなるんですかということになると、一般国民、消費者は非常にそのデメリットを強く心配するんですけれども、ではパーソナルデータの利活用ということになると、ここにも挙げますように、私は非常に大きなメリットがあるとは思っているんですけれども、それはどれぐらいメリットがあるんですかということ、一つ一つ大きな自分がメリットと感じ得るように説明ができるかということ、実はそこは非常に難しい。

こんなに大きなメリットがあるんですよと、すぐ消費者が実感できるようなものがあるという説明も、実はそんなに簡単なものではない。メリットは一人一人には薄いかもしれないんですけれども、それを国全体で考えると非常に大きなメリットになるという部分もあるのかなと思っております。

ということで、どうやってその利点というところですね。非常にマイナス面というのは国民は感じやすい部分はあるんですけれども、メリットのところをどうやって強く押していくのか。やはり最終的に大きな効果があるのであれば個人情報保護というところ、ある程度この分野については少しその対応の仕方を変える。皆、一律で当てはめるところでやっていくと、やはりどこまでいっても個人情報の保護は重要だということ、どこまで議論が収束しない。

こういう状況もこれまでのものを見ても、私自身、個人的に強く感じるところでもございますので、やはりメリットをどうやって説得的に説明していくのかということの努力が非常に大きな鍵を握っていると思います。以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

滝さん、どうぞ。

○滝委員 ちょっと言い忘れましたが、もう一つ非常に前向きな要素につながるものとして、ヨーロッパ方式の進化した形のような第三者委員会が、国民におけるメリットと、それから個人情報保護に絡むリスク等、わかりにくいところを最終的に判断するという、そういう判断機能を持たせるということも期待感のある要素にはなっています。

○岡議長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

金丸さん、何かございますか。先日の検討会で積極的な御発言をされたという報告を受けていますけれども。

○金丸委員 前回も申し上げたんですが、余り向こうの会に出席できていないものですから、ちょっとばつが悪い意識を持ちつつ会議に出席をさせていただきました。

滝委員が先般問題指摘されたとおり、結構学術的な議論が先行しますので、利活用にかじ取りをしようということで始まった協議だったと思うんですけれども、このままでは残された時間の中で利活用に向かわないのではないかという危機感だけは表明させていただきまして、是非今後の取りまとめには、いろいろな案ができれば、これは利活用が促進されるんだと、もちろんバランスもとられた上でそんなふうになってほしいということだ

けは意見を申し上げました。

○岡議長 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

それでは、ワーキング・グループから御提案ありました、この意見を本会議の意見として公表するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○岡議長 ありがとうございます。それでは、早速、内閣官房のほうにお示ししたいと思います。

それでは、続きまして議題2に移ります。農業ワーキング・グループより、農業改革についての検討を踏まえ、当会議として意見を表明したい旨の御提案がありました。

こちらも御審議いただき、取りまとまれば農林水産省に提言したいと思います。

本件については、座長の金丸さんから説明をお願いいたします。

○金丸委員 今お手元にある資料が、先般5月14日のワーキングで各委員から御承認いただいた案でございます。その5月14日の会議には稲田大臣、大田議長代理も御出席をいただきました。

また、その翌週の月曜日の5月19日、今週の月曜日でございますが、産業競争力会議の課題別会合に岡議長と私が出席をさせていただきまして、私のほうから総理が御出席の会議でこの意見を御説明させていただきまして、総理よりここに書いてございます農業委員会、そして農業生産法人、農協改革、この3つをセットにして改革を推進するようという強い御指示を頂戴したところでございます。

これは全部は読み上げませんが、そういう状況でございますので、是非この会議で御承認を改めていただければと思います。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対して御意見等があればお願いいたします。

大崎さん、お願いいたします。

○大崎委員 ありがとうございます。中身に関しては、私は特段ここを変えろとか、そういうことを申し上げるつもりは全くございません。大変、充実した内容になっていると思っております。

ただ、今後の展開ですけれども、やはりこういう形で組織、機構というものを見直すという提言は、えてしてどういう目的で、なぜその組織、機構を変えることが重要なのかというところがやや忘れられて、その組織、機構が維持されることがある種の既得権という言い方はちょっと失礼になってしまうんですけれども、非常にその方の生活にとって大きな影響があるという方を変な形で刺激してしまうという傾向がどうしてもあると思うんですね。

ですから、この内容をこれからできれば実現するよういろいろなところに働きかけていくというのがこの規制改革会議の役割だと思うんですけれども、そのときに、なぜこう

いう機構改革が望ましいのかということをご丁寧に説明していくことが非常に重要ではないかと思う次第であります。

○岡議長 ありがとうございます。今の御指摘については、このペーパー全体の前文と3つの項目それぞれの前文にねらいが記載されていると私は理解しております。今後、この改革を実現するため、金丸座長も「まだ箱根駅伝の1区だ」という表現を使われておられるように、まだこの先長いぞという思いでありますので、私どもも、機会あるごとに何が目的で、何を目指してこの改革をするかということについて述べていく必要があるという、今の大崎委員の意見は私もそのとおりでと思います。是非そのようにしたいと思います。

金丸さん、何か今の点についてございますか。

○金丸委員 丁寧な説明をしていくべきではないかということについては、私どももそう思っておりますので、頑張っって事務局と一緒に、結構大変な作業でございますが、丁寧に御説明してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○岡議長 ありがとうございます。

では、佐久間さんどうぞ。

○佐久間委員 私も、この案に関しましては関係者の皆様が大変時間をかけて意を尽くして作成しておられますので、全面的にこれでよろしいんじゃないかと思えます。

これは別にこの資料をどうこうしろということではございませんけれども、世の中の反応などを見てみますと、やはりこの農協協同組合の見直しというのが単協を中心に考えていくんだという見直しだと思うので、別に資料に書けということではありませんけれども、見直しの中心は単協中心主義というか、単協本位制というか、そういうものがあるんだろうなと、こういうふうに理解しています。以上です。

○岡議長 金丸さん、今のことはよろしいですか。あればどうぞ。

○金丸委員 今、佐久間委員がおっしゃられた視点でこのことを考えてまいりましたし、それから単協の前にそもそも農業者のための単協であり、単協のための中央会であるべきなわけですから、私どもの視点は農業者といいますか、現場を是非活性化をし、いい方向に変えたいという設計思想だということでございます。そのとおりでということで、お答えさせていただきたいと思えます。

○岡議長 ありがとうございます。他はいかがでしょう。よろしゅうございますか。

本件については、農業ワーキング・グループの皆様方が本当に献身的に、大変な時間を費やしてここまで取りまとめていただいたということに対して、私からも感謝の言葉を述べさせていただきたいと思えます。

ただ、同時に座長がおっしゃっているように、これからが本番だということでもあろうかと思えますので、引き続き会議としてもしっかりとフォローしていきたいと思えます。

それでは、本案を規制改革会議の意見として農林水産省にお示しするというようによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○岡議長 ありがとうございます。

次に、議題3に移ります。労働時間規制の見直しについて、厚生労働省や関係会議における検討が進んでおりますが、改めて当会議として訴えていくべき点について雇用ワーキング・グループの鶴座長から報告がありますので、御説明をお願いいたします。

○鶴委員 どうもありがとうございます。資料3を御覧いただければと思います。

まず、御承知のように昨年の12月に労働時間の規制の三位一体の改革につきましては、規制改革会議として意見をおまとめいただきまして意見を出したところでございます。その後、労政審等でも議論が進んできたんですけれども、4月22日に産業競争力会議と経済財政諮問会議の合同会議がございまして、そこで総理から具体的に時間ではなく成果で評価される新たな労働時間制度の仕組みを検討してくださいという御指示が出ました。それで、新たな労働時間制度の創設ということで、これが一つの成長戦略のある意味で目玉になりつつあるというのが今の状況かと思えます。

実は、この合同会議で長谷川主査ペーパーということで御提案がありました。俗に言うAタイプ、Bタイプというようなことなんですけれども、今、産業競争力会議、厚労省、また各方面でいろいろ議論が進められ、我々もいろいろ意見交換などをもちろんさせていただいている状況なんですけれども、今までの流れをちょっと申し上げますと、カテゴリー別でこの柔軟な労働時間制度を少し入れていこうという考え方ですね。

もう一つは、実は先週、経済同友会のほうからやはり提言が出ているんですけれども、裁量労働制というのを活用しながらそういう柔軟な労働時間制度をつくっていけばどうかという御提案も出ています。様々な今、提案が出ているということでございます。

重要なのは、実は我々が申し上げた三位一体の観点というのは、実はちょっと今の議論の中で少し薄れつつあるなということに対しまして非常に懸念を持っております。我々として三位一体改革を主張した以上、やはりこのペーパーの一番上にあります、健康管理を図り創造性を発揮できる労働時間の量的上限規制、それから休日・休暇取得の強制的仕組み、こういうものをちゃんとセットにした労働時間制度を是非創設したい。そういう方向で御検討していただきたいということを、もう一度この規制改革会議の中でその申し合わせというか、認識を一つにしまして、この会議の終了後に記者会見があるかと存じますけれども、岡議長のほうから規制改革会議の中でもそういう非常に強い意見があったということで、是非御紹介いただければということで、この座長ペーパーを提出させていただきました。

ここに書いていますように、中身の話としてはもう一度この3つの点について少し強調させていただきたいと思えます。

第1は長時間労働の是正がやはり必要ということで、一律の労働時間管理を損なう働き方は実際に増えてきているんですけれども、そうした働きがふさわしい実効性のある是正

策、長時間労働の是正策ということを考えなければいけない。喫緊の課題であるにもかかわらず、その議論が今ちょっと抜けてしまっているということです。

2番目は、労働時間の長さで成果を測ることができない労働者というのは非常に多様でございますので、現在の制度では対応不十分。特に先ほど申し上げた現行の裁量労働制というのは、一言で言うと柔軟性なく重要度が低い。かつ、長時間労働への歯止めも弱い。我々が提案した制度というのは、柔軟性と重要度が高く、長時間労働是正ということも三位一体という中から考えています。

若干、簡単に御説明するためにページをおめくりいただきますと、これは表形式で書いております。裁量労働制というのは割増賃金が支払われないのではないかとということでお考えになっている方もいらっしゃるのかもしれませんが、実は深夜働く、それから休日働けば必ずこの割増賃金は適用されます。

それから、時間外労働についても、要は裁量労働制というのは何時間働いたかということのみならず。8時間ならば8時間働いたことにしましょう、9時間ならば9時間働いたことにしましょうというみなし制度が本質でございますので、例えば9時間働いたとみなすということになると、所定内の8時間より1時間法定時間から超過分が出ますので、そこは割増賃金を払わなければいけないという制度です。

ここを見ていただきますと、裁量労働制というのは基本的に時間という枠組みに捉われている制度であることは変わらない。一方、我々が提案している制度は割増賃金、時間外、それから深夜、休日、全部外れています。

この参考のところを見ていただくと、調査業務を担当する人が休日出勤した場合、海外業務は担当する人が深夜労働をした場合というケースを書いておりますけれども、こういうものに対して柔軟に対応できるのはどちらの制度なのかということで、この違いというところもいま一度、強調したい点でございます。

それから3番目、「労使双方が納得する新たな労働時間制度」ということでございますけれども、我々は国が示す目安、枠組みのもと、労使の合意により現場の実態に合った働き方を選択できるということを非常に強調させていただいています。なおかつ、そういう話し合いがより容易であろうと想定できる過半数労働組合のある企業がまず先行して導入していきましょう。また、使用者の恣意的な運用を排除するために行政への届けということもきちんと配慮しています。

最後に、今の議論の中で一番大きなポイントになっているのは、残業代ゼロ法案ということは非常に批判を受けています。この点については、新たな制度設計を検討していくときに適正な処遇の確保への配慮ということも、これは非常に当たり前のことなんですけれども重要であるということなので、もちろんこれまで残業代をもらっていた人が新たにこういう枠組みになっていたときに、その働き方ということでそういうものに対しても考慮した、本人が納得いくような報酬体系にしていくということもそれぞれの企業は非常に工

夫すべき問題だと思っておりますので、我々の提案というのはそういうところも十分配慮できる提案だし、まさにそこも配慮した形で制度設計をやらないということもこの場において再度強調させていただければと思っております。以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

では、大崎さんお願いします。

○大崎委員 これはこの場で確認しておくという意味で改めて申し上げたいと思うんですけども、今、報道でいろいろな会議体から同じような問題意識にのっとったいろいろな提案が出ているというようなことが報じられておりますが、この規制改革会議の意見の一つ特色は、恐らくこの制度を適用される労働者の年収が幾らであるかというようなことにとらわれることなく、むしろその働き方の実態に合わせて適用していくということを主張しているという点だと思うんですね。

ここは非常に重要な点だと思っております、是非残業代という形があるかないかとか、そういうことではなくて、その実態に合わせて働いてもらい、処遇していくという趣旨でやっているんだということを、さっきの農業の話じゃないですけども、今後どんどん訴えていきたい。

私も雇用ワーキングのメンバーでもあるので、訴えてくださいと言うとちょっと人ごとみたいになっちゃうので、訴えていきたいと思っております。

○岡議長 ありがとうございます。まさに今、大崎委員おっしゃっていただいたとおりだと私も理解しております。他にございますでしょうか。

佐々木さん、お願いします。

○佐々木委員 本当に今のことと全く同じなんですけれども、労働の多様性ということになると、今、税とか社会保障の見直しでも話題になっている、女性たちが、どれだけ働いていくかということがポイントです。その点に鑑みますと、必ずしも1,000万円以上の人のために何か労働の在り方を考え直すだけでなく、多くの人が働きやすかったり、継続しやすかったりということが改革の根底にあるんだということを是非御説明の際に添えていただけたらと思います。お願いします。

○岡議長 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

佐久間さん、お願いします。

○佐久間委員 皆さんがおっしゃっていることとベースは一緒なんですけれども、今、鶴座長から御説明になった資料で言えば、この3の3行目にある※印の「当初は、過半数組合のある企業が選択できる制度として先行導入」するんだ。過半数組合のある企業が選択できるというところが、実際の導入に当たってはキーになるんだろうと考えています。ですから、逆に過半数組合がないところは、当初は裁量労働制とか、そちらの制度を緩和してそちらでやっていくということになるんだという点は、強調をどこでされるかどうか

かりませんが、非常に重要なことだと思っています。以上です。

○岡議長 ありがとうございます。3月の公開ディスカッションのときにもそのような話がありましたけれども、私どもの意見は、既に昨年12月に表明していますけれども、今の状態にこの制度を新たにつけ加えるのであって、現状制度のどこかを変えてこれにすることではないのです。ある意味では、働き手にとっても、企業経営側にとっても、新しく1つ選択肢が増えるんだというようなことを申し上げてきました。

経団連の皆様も、その点について賛同していただきましたし、連合の皆さんも、長時間労働の是正は大賛成だ。労働時間の上限設定も大賛成だというところで、決して衝突しているわけではないのですが、我々の提案に対しては、その部分だけ早く全労働者に適用してもらえないかというような御発言がありました。

私どもは、今、佐久間さんがおっしゃっていただきましたけれども、できるところから、過半数の組合を持っているところで労使が合意したら、そこから入っていったらいいじゃないですか。選択肢が増えるんですよという説明を今までもしてまいりましたが、これからもしていきたいと思います。

他にいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件については、既に我々の意見が出ておりますので、このテーマをめぐってのいろいろな動きに対して、改めて私ども規制改革会議の考え方を再度確認するという趣旨で、今日鶴座長から御報告いただきましたので、この後の記者会見、またその後のいろいろなチャンスをつまみ、今日の議論を踏まえて発言させていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次に議題4に移ります。「規制改革ホットライン」について、事務局から説明をお願いいたします。

○柿原参事官 御説明いたします。横紙ですが、資料4を御覧ください。現在のホットラインの処理状況でございます。

「受付件数」が累計で2,416件でございます。

「所管省庁への検討要請状況」、今月の15日現在であります。前回の御報告時から全てのワーキングを合わせまして15件、新たに検討要請を行っております。累計でいきますと、1,352件でございます。

なお、注3にありますとおり、このうち1,102件について所管省庁から回答があり、その内訳は、例えば対応40件、検討に着手107件などとなっております。

新たに要請がありました15件につきましては次のページにワーキングごとに記載しておりますので御確認ください。以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

佐久間さん、何かございましたらお願いします。

○佐久間委員 ありがとうございます。1点だけ、今回新たに加わった15件のかんりの

分が大阪の商工会議所から上がってきたものです。このタイミングで大阪の商工会議所からくるというのは、ある意味があるんだろうとっております。

ただ、中身は極めて合理的な内容が多いと思います。以上です。

○岡議長 ありがとうございます。何か御意見ございますか。

大崎さん、お願いします。

○大崎委員 ちょっと事務局に確認したいんですが、ここ数回、新たに検討要請を行ったというのでリストをいただいているのを見ていると、割合、既にワーキング・グループとか、場合によっては本会議で議論を検討している内容らしき見出しが少なくないのですが、そこら辺はどう考えるんですか。

私などの感覚からすると、我々が何か拾い落としているものがあれば拾っていくというのがやはりホットラインに一番期待するところなのだろうと思っているんですけども、同じものを何度も何度も投げると、投げられた側も返答に困るんじゃないかという気がちょっとしたのですが。

○岡議長 ありがとうございます。今の点について、事務局からお願いします。

○柿原参事官 今、大崎先生がおっしゃったように、それぞれ新たに検討要請した事項については過去同様の、あるいは本会議、各ワーキング・グループで御検討いただいている項目に関連したものが多く見受けられるということかと思えます。

今お話があった背景を考えてみたんですけども、1つは本会議、各ワーキングで議論されますと、それがいろいろな形で世の中に伝わって行って、こういう規制について今、改革を議論しているんだということを受け取った方で、その規制について関心、あるいは御要望がある方が、そういう議論を聞いたことを一つのきっかけとしてホットラインへの要望が出てくるという面もあるかと思えます。今、大崎先生がおっしゃったように、いろいろなところから拾い上げるというのは非常に重要な機能ではございます。

また、件数がそれほど多くないことも多少あるのかなという点はございます。

○岡議長 事務局、今の大崎委員の御質問は、同じようなものがホットラインに挙がってきたときは受付件数にはカウントされるわけだけれども、省庁にそれを提示するときには同じものをだぶってぶつけているということなのか、それはしていないのか、どちらですか。

○柿原参事官 以前同様の御質問があったかと思うんですが、要望があった時期との関係でございまして、同時期に同様の提案があった場合、そこは当然まとめているということでございますが、例えば2か月とか、3か月とか、一定の間隔をおいてあった場合には、形式的には同じ要望であっても各省に改めて要請はしております。

ただ、可能な限り各省にお願いする際に、同様のものがきておりますというようなことを事務的にはお伝えしている部分もございます。

○岡議長 ということは、省庁の方もだぶっているが、同じような要望が来たということ

を認識した上で受け付けていただいているという意味ですか。

○柿原参事官　そういうことでございます。すなわち、これは一般的な話ですけれども、受け付けていただくときは当該省庁に係る事項かどうかということで、いわゆる割り振りと呼ばれるものですが、担当省庁さんとそこも含めて確認の上お願いしているということでございます。

○岡議長　佐久間さん、お願いします。

○佐久間委員　ちょっと補足させていただきますと、こういう形でまとめてしまうと同じようなものなのですが、実際にきているものはよって立つ事実なり、問題の認識が違いますので、やはり微妙に違います。ですから、それは一応は当然お約束ですから関係省庁に投げるといことはちゃんとやっているということです。

それともう一つは、同じような問題でもいろいろな関係者から挙がっていますということも非常に重要なメッセージですので、そういう意味ではそこは同じであったとしても基本的には投げるといことをして、ただ、それがだぶって何か二度手間になっていることはないというふうに認識しています。以上です。

○岡議長　よくわかりました。

鶴さん、どうぞ。

○鶴委員　確認なんですけれども、同じような要望がきた場合、出された方に実は過去こういうような、全く同じではないが、かなり近いものについて要望が出されて、それに対してこういうような既に返答をしておりますといった情報については、参考までに出された方にお示しをされたりとか、そこを参考にさせていただくといことはやられていらっしゃるんですか。

○柿原参事官　それについて言えば、要請された方に個別にお返しすることはやっておりません。

ただ、これはもともとホットラインの全体の処理方針ということですが、要請した事実についてはまさにこの本会議の資料そのものが公開になりますので、このタイミングでこういう要望の内容とともにホームページで知ることができるようになります。

回答につきましても、一定程度まとめて内閣府のホームページで、こういった要望についてはこういう回答がございましたということで、これもホームページで見ることができる状態にはしてございます。

○岡議長　他はいかがでしょうか。この規制改革ホットラインもスタートして大分時間が経ちましたので、是非一度、佐久間さんが中心となって、より効果的にするために、何かホットラインそのものをさらにグレードアップというようなことがあり得るかどうか、一度御検討いただいて、なければ今までどおりということになるんでしょうけれども、今すぐということではございません。7月以降のどこかでまた、一度御検討の結果を御報告していただければと思いますが、いかがでしょうか。

- 佐久間委員 承知いたしました。検討いたします。
- 岡議長 それでは、本件については以上ということにさせていただきます。
最後に事務局から補足があればお願いいたします。
- 柿原参事官 次回の本会議につきましては、5月28日を予定しております。
詳細につきましては、改めて事務局から御連絡いたします。
- 岡議長 ありがとうございました。
本日はこれで会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。